

パートナー登録フォーム記載のパートナーが、Outbrainの商品、サービスおよびテクノロジーを実装ならびに使用する際には、以下の標準的なパートナー配信規約（以下「本利用規約」という。）が適用される。パートナー登録フォームに署名又は押印がなされていない場合であっても、パートナーは、本利用規約に準じて本テクノロジーを使用することが認められる。ただし、かかる場合、「本契約」とは本利用規約を意味するものとし、当該パートナー登録フォームにOutbrainおよびパートナーが署名又は押印をするまでの間、いかなる形であれ、Outbrainがパートナーに対し支払い義務を負うことはなく、Outbrainがパートナーに支払いを行うことは一切ないものとする。

1. 定義

- 1.1 「本アドバイザーレコメンデーション」とは、（本サイト内回遊リンクではない）レコメンデーションであり、Outbrainの広告主により提示されたOutbrainネットワーク上のものをいう。
- 1.2 「本コンテンツ」とは、グラフィック、テキストおよび（または）オーディオコンテンツ（テキスト、データ、情報、写真、画像、グラフィック、オーディオ、動画その他のコンテンツを含む場合がある）をいう。
- 1.3 「本データ」とは、Outbrainの本テクノロジーを通じて収集または作成されるすべてのデータを意味する。これには、本契約に基づいてパートナーに提供されるレポートまたは他のデータが含まれる。
- 1.4 「デスティネーションページ」とは、本レコメンデーションをクリックすることによってアクセスされる、あらゆるウェブページまたはオンライン上のページをいう。
- 1.5 「エンドユーザー」とは、本パートナーウェブサイトを開覧する個人ユーザーをいう。
- 1.6 「本パートナーウェブサイト」とは、パートナー登録フォームに明記されているウェブプロパティ、アプリまたはプラットフォーム、ならびに、事前に書面で（Eメール可）Outbrainの承認を受けてパートナーが本テクノロジーの実装を決めた追加的プロパティをいう。
- 1.7 「本サイト内回遊リンク」とは、本パートナーウェブサイト上の本コンテンツにリンクする本レコメンデーション（本アドバイザーレコメンデーションではない）をいう。
- 1.8 「本レコメンデーション」とは、本テクノロジーが実装されているウェブページ、アプリケーションまたはプラットフォームの閲覧者に対してOutbrainが配信する本コンテンツの表示をいう。本レコメンデーションには、本アドバイザーレコメンデーションおよび本サイト内回遊リンクが含まれる。
- 1.9 「本収益」とは、本アドバイザーレコメンデーションから生じた純収入および本アドバイザーレコメンデーションをOutbrainネットワーク上に表示するためにOutbrainに支払われる収益をいう。
- 1.10 「本テクノロジー」とは、Outbrainがパートナーに提供するJavaScript, API, SDK および関連プロトコルをいい、本パートナーウェブサイトを実装することにより、1つまたは複数の本レコメンデーションが表示され、当該本レコメンデーションをクリックすることにより、ウェブページ閲覧者はデスティ

ネーションページにナビゲーションすることができる。

2. テクノロジー、位置および外観

2.1 パートナーは、Outbrainによる技術的な指示（Outbrainが提供する実装ガイドを含む。また、これらは随時改訂される。）に従い、本テクノロジーを実装するものとする。Outbrainは、当該実装にあたり使用される技術を、Outbrainが利用することができる技術(例：JS、API、SDK)の中から、その独自の裁量により決定することができる。本テクノロジーは、本パートナーウェブサイトの各ページ上のメインの本コンテンツのすぐ下、または、書面にて（Eメール可）両当事者が合意した場所に配置されるものとする。

2.2 パートナーは、すべての適用法および自己規制規則（本レコメンデーションのソースまたは内容の開示に関するものを含む）に準じて本テクノロジーを表示しなければならない。上記の義務のみならず、パートナーは、本テクノロジーの表示、表記または識別の仕方についてOutbrainの指示に従うことに同意する。

2.3 Outbrainは、随時、自らの裁量で、本テクノロジーをアップデート、変更、または改良することができる。本項において、本テクノロジーには、Ads.txtラインその他当該時点における業界の水準に照らし通常のもが含まれるが、これらに限定されない。Outbrainが、パートナーに対して当該アップデートを実装するよう要請した場合、パートナーは、Outbrainからその要請を受領した後30日以内に、商業的見地からみて合理的な努力を用いて、そのアップデートを実装することとする。ただし、パートナーは、Outbrainがパートナーに対して実装を要請したアップデートについて、本パートナーウェブサイトのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼすと合理的に判断した場合、Outbrainがパートナーの当該懸念を合理的に満足できる程度に解消しない限り、または、当該アップデートの実装を求めないことに同意しない限り、当該ページ上で本テクノロジーの表示を停止することを選択できる。

2.4 本契約期間中、Outbrainは、パートナーの唯一かつ排他的なコンテンツレコメンデーションプロバイダとなる。「コンテンツレコメンデーション」とは、見出しまたはエンドユーザーが本コンテンツ（デスティネーションページがコンテンツであるか、アドバトリアルであるかまたは広告であるかを問わない）へ誘導されることを示すフレーズを含む1つまたは複数のリンクのことをいう。

2.5 本契約の他の条項にかかわらず、パートナーは、Outbrainの書面による事前の同意がない限り、本テクノロジーの実装に際し、本アドバタイザーレコメンデーションを各ページに少なくとも1か所含ませなければならないものとする（即ち、パートナーは、本サイト内回遊リンクのみの目的で本テクノロジーを使用することはできない）。

2.6 Outbrainは、本テクノロジーについて、試験的変更を加えることができる。また、Outbrainは、本アドバタイザーレコメンデーションのクリックスルーレートの増加が見込まれる場合には（計算はOutbrainが独自の裁量により行う）、当該試験的変更の結果に基づき、本テクノロジーの最適化を行うことができる。上記にかかわらず、パートナーがAPIを使用しており、試験について管理を行っている場合には、かかる範囲に関し、パートナーは、少なくとも四半期毎に当該試験の要請に応じるものとする。

3. 収益および支払

3.1 本契約期間中、Outbrainは、パートナーに対し、調整済み総所得にパートナー登録フォームで定めたパーセンテージを掛けた金額を支払う。Outbrainは、本契約にかかる収益を回収した日の属する月の末日から、パートナー登録フォーム規定の日数が経過するまでの間に当該支払いを行う。なお、収益とは、Outbrainのプラットフォームに統合された第三者のデータサービスの料金、並びに、無効なクリック/インプレッション、並びに、広告主及び代理店の割引/リベートを差し引いたものをいう。

3.2 パートナーは、Outbrainからの支払が適切に行われるよう、連絡先及び支払情報を正確にOutbrainに届け出なければならない。また、支払いにあたり、パートナーの金融機関又は決済サービスプロバイダに対し手数料が生じる場合には、かかる手数料はパートナーにおいて負担するものとする。

3.3 第1項の規定にかかわらず、Outbrainは、パートナーに対して支払われるべき金額が1万円を下回る場合は、パートナーに対して支払うべき金額が累計1万円を超える月まで第1項の支払義務を負わないものとする。かかる支払は、適用される法律の定めに基づいて、源泉所得税ならびに各種控除の対象となる。Outbrainの支払いに関する一切の紛争は、Outbrainに対して、当該支払いがなされた日から30日以内に書面で提起されなければならない。かかる期間経過後は、パートナーは、当該支払いにかかる請求を放棄したものとみなされる。

3.4 Outbrainが、その合理的な裁量の下、パートナーのパフォーマンスが不正もしくは無効なものであると考えるとき、または、Outbrainが顧客から支払いもしくは返金を求められたときは、Outbrainはパートナーに対する債務の支払いを留保しまたはこれと相殺する権利を有する。無効なパフォーマンスは、以下の行為からなるものを含むがこれに限らない。また、無効なパフォーマンスへの該当性は、いかなる場合にもOutbrainが判断するものとする。

3.5 人物、ボット、自動プログラムまたは類似のデバイスにより生成された本アドバイザーレコメンデーションのクリック（パートナーのIPアドレスまたはパートナーの管理下にあるコンピューターからなされたクリックを含む）

3.6 金銭の支払いを伴うクリック、虚偽表示によるクリック、または、エンドユーザーに本アドバイザーレコメンデーションのクリックなどを要請してなされたクリック

3.7 ブラウザのJavaScriptが無効に設定されているエンドユーザーによる本アドバイザーレコメンデーションのクリック

3.8 上記(i)ないし(iii)の行為と相当量と混合したクリック

3.9 Outbrainが有する権利および救済措置に加えて、Outbrainは、(i) 本契約書の下でOutbrainがパートナーに支払うべき金額を保留すること、および、かかる金額と本契約書または他の契約書の下でパートナーがOutbrainに支払うべき金額とを相殺することができ、そして(また)(ii) Outbrainからパートナーへの書面（Eメールを含む）による通知後30日以内に、パートナーから過払金の払戻しを受ける請求することができる。本パートナーウェブサイト上に本プロモーションコンテンツを表示させているOutbrainの顧客がOutbrainに対して支払を怠った場合、両当事者は誠意をもって協議し、解決策を見出す。

4. プライバシー

4.1 Outbrainおよびパートナーは、法令に準じて作成されたプライバシーに関する告知またはプライバシーポリシーを、入手および発見が用意な形で各々のウェブサイト上に表示する。パートナーは、Outbrainの指示に従い、本パートナーウェブサイトに関連するデータの収集、使用および共有のための第三者の技術の使用について開示する。Outbrainのプライバシーポリシーは[こちら](#)に開示する。

4.2 両当事者は、本パートナーウェブサイト経由で処理されるエンドユーザーデータに関して独立した管理者かつ事業主体であり、各当事者は、引き続き、関連する個人情報保護法の遵守について個別に責任を負うものとする。本テクノロジーが依拠する第三者クッキーの配置および使用、ならびに、クッキーの使用について関係するエンドユーザーから同意を得ることなどについて、個人情報保護法令に適合する全ての責任はパートナーが負い、Outbrainは、これらに関して一切責任を負わない。

4.3 両当事者は、エンドユーザーに対し、ネットワークアダプタイジングイニシアティブ、デジタルアダプタイジングアライアンス、もしくは、欧州デジタルアダプタイジングアライアンスのオプトアウトページのような、ユーザー選択型の仕組みへのアクセスと、エンドユーザーの個人情報がOutbrainや第三者であるパートナーへ転送されることを停止するメカニズム（該当する場合）または、Outbrainプライバシーポリシーに基づくOutbrainからの直接のオプトアウトへのアクセスを提供するものとする。エンドユーザーが、Outbrainではなくパブリッシャーに警告をするメカニズム（デバイスの設定等）を通じて行動ターゲティング広告、または、Outbrainとの個人情報の共有からオプトアウトした場合、パブリッシャーは、Outbrainに対し、当該エンドユーザーの個人情報、広告識別子その他個人を識別するために用いられる情報を交付してはならない。[個人情報取扱規約](#)の各条項は、本契約に組み込まれ、本契約の一部を構成するものとする。

5. ライセンス

5.1 本契約期間中、パートナーが本契約の定めを遵守することを条件に、Outbrainは、パートナーに対して、本パートナーウェブサイト上で本コンテンツレコメンデーションを既定のフォームおよびフォーマットで表示する目的で本テクノロジーを使用するための、限定的、非排他的かつ取消可能でサブライセンス権がない、譲渡不可能のライセンスを付与する。

5.2 Outbrainは、本契約期間中、パートナーに対して、本テクノロジーに組み込まれているOutbrainの商標、サービスマークおよびロゴ（併せて「Outbrainマーク」という。）を本契約に基づくパートナーの権利および義務に厳格に従って使用および表示することができる限定的、非排他的かつ地域限定のない、ロイヤルティフリーのライセンスを付与する。パートナーによるOutbrainマークの使用により築かれた信用はOutbrainにのみ帰属する。Outbrainは本テクノロジーを実装したカスタマーまたはパートナーの総リストにパートナーおよび本パートナーウェブサイトの名前を載せることができる（マーケティングおよび販売資料を含む）。前項の規定にかかわらず、各当事者は本契約に関するプレスリリース、または、本契約で定める以外の自己のウェブサイト上で相手方当事者の名前を使用する場合は、相手方当事者の書面による同意を事前に得るものとする。

5.3 当事者間の権利関係は以下のとおりとする。（a）Outbrainは、Outbrainマーク、本テクノロジー、本データ、および、本テクノロジーにより表示または使用可能となる本コンテンツ（ただし、パート

ナーが所有権を有する、本パートナーウェブサイトからの本コンテンツは除く)に関する一切の権利、権限および利益を保持する。また (b) パートナーは、本パートナーウェブサイトに関する一切の権利、権限および利益 (ルックアンドフィールを含む) を保有するが、前号 (a) に記載された項目 (かかる項目の知的財産権のすべてなどを含む) はその保有範囲から除外される。

5.4 本契約のもと付与されるライセンスは、本契約によって具体的に定められ、黙示の権利は一切存在しない。本契約で明示的にパートナーに付与されていない権利は、すべてOutbrainが留保するものとする。

6. 禁止行為

6.1 パートナーは、以下の行為を行ってはならない。

6.1.1 本レコメンデーションを編集、修正、切り取り、フィルター処理、または本レコメンデーションの順序を変える行為

6.1.2 デスティネーションページを曖昧にし、変更し、またはエンドユーザーをデスティネーションページからリダイレクトさせる行為、もしくは、本レコメンデーションとデスティネーションページの本コンテンツを点在させる行為

6.1.3 本テクノロジー本来の表示を縮小、削除または阻害する行為

6.1.4 人為的に本レコメンデーションのクリックを増加させる行為、または、インセンティブもしくは他の方法を用いて本レコメンデーションのクリックを勧奨したり要請したりする行為

6.1.5 本テクノロジーに含まれる知的財産権に関する通知の一切を削除し、毀損し、曖昧にし、または変更する行為

6.1.6 本契約で明示的に規定されている方法や目的以外に、本テクノロジーにアクセス、複製または使用する行為

6.1.7 本テクノロジーの変更、翻案、翻訳、二次的著作物の作成、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、その他本テクノロジーのソースコードを抽出しようと試みる行為、また、本テクノロジーまたはそれに関連する機密情報の使用またはアクセスを通じて、代替物または類似サービスもしくは製品を作成する行為

6.1.8 本テクノロジーの干渉または妨害を試み、または本契約に準じて実装された本テクノロジーを通じた方法以外の方法で、システムまたはネットワークへのアクセスを確立しようとする行為

6.1.9 本テクノロジーを通じて送信された本レコメンデーションを複製、キャッシュ、配信、表示、変更、その他使用する行為 (または、第三者の当該行為を承認または幫助する行為)。ただし、本テクノロジーを通じて提供された本レコメンデーションは除く。

6.1.10 本テクノロジーをOutbrainが許可しない目的で使用する行為。パートナーに配布された実装ガイド (Imprimintation Guide) に矛盾する目的で使用する行為を含む。

6.2 パートナーは、本テクノロジーをアダルトコンテンツ、猥褻なコンテンツ、性的コンテンツ、名誉

を毀損するコンテンツ、中傷的コンテンツ、侵害的コンテンツ、虐待的コンテンツ、並びに、ヘイトスピーチまたは差別の勧奨、銃器および違法薬物の売買、または、違法な行為に加担し若しくは加担することを促すコンテンツ、または、16歳未満の児童向けのコンテンツを表示するページに実装しない。Outbrainは、独自の裁量で、いつでも、本テクノロジーを無効にする権利を留保する。

6.3 本契約で明確に許可された場合を除き、パートナーは、第三者の代理または利益のために、本テクノロジーを複製、賃借、賃貸、売買、移譲、譲渡、サブライセンスの付与、逆アSEMBL、リバースエンジニアリング、または逆コンパイル（適用される制定法によって限られた範囲内で明確に許可されている場合を除く）、修正、もしくは本テクノロジーの一部の改ざんを行ってはならない。

7. 登録

パートナーは、Outbrainウェブサイト上で登録手続きをしなくても本テクノロジーを使用することができる。登録後、オンラインレポートの閲覧ならびにOutbrainダッシュボードへのアクセスが可能となり、パートナーは自ら本コンテンツレコメンデーションのファンクションを含む数々の管理・設定を行うことができる。登録手続きを済ませてパートナーがOutbrainダッシュボードにアクセスした場合、Outbrainはパートナー（またはパートナーに代わる個人）の個人情報収集することができる。パートナーは、パートナーまたはパートナーに代わる個人によるダッシュボードを通してなされた情報の変更に対する責任を単独で負うものとする。OutbrainダッシュボードへのアクセスはOutbrainの裁量のみによって行われ、Outbrainはこれをいつでも中止することができる。

8. テクノロジーの停止および終了

8.1 緊急事態が発生した場合（重大なセキュリティの侵害、ユーザーへのマルウェアその他のウィルスの拡散、不適切・不法・不正な使用など）、Outbrainは、随時、本テクノロジーの全部または一部を停止もしくは打ち切ることができる（本テクノロジーの使用を不可にするなどの措置を含む）。

8.2 いずれの当事者も、相手方当事者が本契約の定めについて重大な違反を犯し、違反当事者が書面による違反通知を受領してから7日経過しても当該違反が治癒されない場合、本契約を解除することができる。

8.3 本契約は、パートナー登録フォームに別段の定めがない限り、14日前の書面による通知をもって終了することができる。本契約が終了した場合、本契約上の権利および義務の一切は消滅するものとする。ただし、本利用規約第9条6項、第9条7項、第10条、第11条、第13条その他当該条項の性質に鑑み、本契約の終了後も存続すべきものについては、本契約終了後も当事者を拘束し続けるものとする。

9. 限定的保証および補償

9.1 各当事者は相手方当事者に対して以下の事項を表明し保証する。

9.1.1 本契約を締結し、かつ、本契約に基づく義務を履行する権利、能力および権限の一切を保有していること。

9.1.2 本契約の履行に際して、適用される法律、規則および命令の一切を遵守すること。

9.2 Outbrainは、(Outbrainにより提供および提示され、本契約に基づいてパートナーにより実装された) 本テクノロジーが、Outbrainの知る限りにおいて第三者の知的財産権を現に侵害しておらず、今後侵害することもないことを保証する。

9.3 パートナーは、本パートナーウェブサイトが、(i) 違法なコンテンツ、(ii) 第三者の持つ権利を侵害するコンテンツ、または(iii) 猥褻なコンテンツ、名誉を毀損するコンテンツ、誹謗的なコンテンツ、中傷的なコンテンツ、いかなる者のパブリシティ権、プライバシー権もしくは人格権を侵害するコンテンツを含んでおらず、そして将来においてもこれらを含まないことを表明し保証する。

9.4 本契約に規定されたいかなる事項も、Outbrainが最低限のトラフィック量、クリック数または使用数などをパートナーに約束するものと解釈されてはならない。

9.5 本契約で明確に表明された場合を除き、いずれの当事者も、本契約、本パートナーウェブサイト、本テクノロジー、本テクノロジーを通じて使用可能な本コンテンツおよびその他の事項(目的の如何を問わず品質または適合性が満足できるものであること、サービスを中断またはエラーもなく常時使用できること、サービスまたは取引に際して生じる保証など) に関して、明示的もしくは黙示的かを問わず、一切、表明または保証を行わない。

9.6 Outbrainは、本テクノロジーに組み込まれている本コンテンツ、または本テクノロジーを通してアクセスする本コンテンツ(本アダプタイザーレコメンデーション) に関して一切の表明または保証を行わない。Outbrainは、本テクノロジーを介して配信される本コンテンツの内容、正確性、本コンテンツによる知的財産権の侵害、合法性または品位について、パートナーが本コンテンツに信頼を置いていたかどうかにかかわらず、一切責任を負わないものとする。

9.7 各当事者(以下「補償当事者」という。) は、相手方当事者、相手方当事者の親会社および関連会社、ならびに当該会社の取締役、役員、株主、社員、代表者、従業員および代理人(以下あわせて「被補償当事者」という。) を、本契約において定められた補償当事者の表明保証または義務違反もしくはそのおそれが原因で第三者により提起された訴えに関するすべての請求、損失、責任、損害、費用、和解金、規制当局による調査結果、罰金、過料およびその他の支出(合理的な弁護士費用を含む) (以下あわせて「本クレーム」という。) から補償し、防御し、何ら損失を被らせないものとする。被補償当事者は、本クレームを補償当事者に速やかに通知しなければならない。ただし、かかる通知の遅滞は、その遅滞により補償当事者が実際に損害を被った場合を除き、補償当事者の義務を一切軽減しない。被補償当事者は、補償当事者の指揮の下、自らが選任し、費用を負担する弁護士と共に、本クレームの防御および和解に参加する権利を有する。

10. 秘密保持

10.1 各当事者(以下「受領者」という。) は、相手方当事者(以下「開示者」) の営業、技術、製品およびサービスに関して、開示された状況を斟酌すると、当然、秘密情報とみなされる特定の情報および資料(本契約の条項を含む) (以下「秘密情報」という。) にアクセスすることを承認する。秘密情報には以下のものは含まれない。

10.1.1 受領者が、開示者による開示前に既に知得していた情報

10.1.2 開示者の秘密情報を参照することなく、受領者が独立して開発した情報

10.1.3 受領者の責めに帰せずして、公知もしくは公知となった情報

10.1.4 秘密保持義務に一切違反することなく、第三者から受領者に開示された情報

10.2 本契約で許可されている場合を除き、受領者は (aa) 秘密情報を自己または第三者の利益のために一切使用せず、(bb) 本第10条に従い秘密情報を使用しないこと、および秘密情報の秘密性を保持することに合意した、受領者の取締役、従業員、請負業者、顧問、投資家または潜在的な投資家以外には、秘密情報を一切開示しない。受領者は、開示者の書面による要請があった場合、速やかに、秘密情報を返還または廃棄する。前述の定めにかかわらず、受領者は、適用法令または法的手続きにより必要となった範囲で、秘密情報を開示することができる。ただし、受領者は、かかる開示請求があったことを速やかに開示者に通知し、開示者が当該開示に異議を申し立て、または開示範囲を限定する旨を求めた場合は、開示者に対し、開示者の費用をもって受当な協力をする。

11. 責任制限

11.1 以下の各号記載の場合には、当事者は、相手方当事者に対する賠償責任を除外または制限されない。

11.1.1 当事者、または自己の従業員もしくは請負業者の過失により引き起こされた死亡または人身傷害

11.1.2 詐欺または詐欺的不実表示

11.1.3 法律上、除外または制限することを禁じられているその他の責任

11.2 本契約で規定されている当事者の補償義務を除き、いずれの当事者も、本契約に関連し、または、本契約違反（情報の紛失または代替品の調達費用を含む）により生じる特別損害、間接損害、結果損害または本契約違反について、当該損害発生の可能性について知らされていたかどうかを問わず、また、当該損害が本件に関連する合意もしくは不法行為（過失によるものを含む）に因るものであるかを問わず、一切の法的責任を負わない。

11.3 本契約で規定されている当事者の補償義務、当事者の知的財産の違反、不正使用または侵害、いずれかの当事者による本契約第10条の違反または重大な過失または故意の過失の場合を除き、本契約の下で当事者が負う損害賠償義務の上限額は、1000万円または当該行為が行われた直近12ヶ月間（複数行為が行われた場合は、最初の行為日を基準とする）にパートナーに対して支払われ、もしくは、支払われるべき調整済み総所得のどちらか大きい方の金額を上限とする。

12. 反社会勢力の排除

12.1 各当事者は、以下に列挙する人物・事項に現在該当しないことを表明する。

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから5年が経過していない者、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに相当するもの。

12.2 当事者が虚偽の表明をした場合、相手方当事者は、他の権利及び救済手段に影響を与えることな

く、本契約を終了することができる。

13. 一般条項

13.1 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

13.2 各当事者は、本契約に関連して生じる一切の紛争については、東京簡易裁判所および東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

13.3 当事者は、本契約の各条項に対する違反がなされた場合、回復不可能な損害が生じる可能性があることに同意する。いずれの当事者も、法律上認められた救済措置に加え、本契約に対する違反行為の防止および本契約の実効性を確保するために、必要な保全措置を講じることができる。

13.4 当事者は、独立した契約者であり、本契約のいかなる事項も、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、代理人その他の関係を当事者間に形成するものと解釈しない。

13.5 一方の当事者が本契約に基づく自らの権利の一部を行使しない場合または本契約に基づく他の一方の当事者の義務の履行を求めない場合にも、これらの権利ないし義務が放棄されたとはみなされず、またいずれかの当事者が本契約に対するある不履行ないし違反を免責されたとしても、その事実によってそれ以外のまたはそれ以降の不履行ないし違反が免責されるわけではない。

13.6 いずれの当事者も、その妥当な制御能力を超えた事由により本契約に基づく当該当事者の義務のいずれかを履行できない場合、かかる不履行に対する責任を一切負わない。

13.7 本契約は、本契約の主題に関して、当事者間の完全かつ唯一の合意を構成するものであり、書面によるか口頭によるかを問わず、かかる主題に関する本契約締結前または締結時におけるすべての合意または了解に優先する。

13.8 パートナー登録フォームは、両当事者が署名した書面によってのみ、変更、修正または取り換えることができる。

13.9 本契約の条項に関する見出しは全て、参照の目的においてのみ挿入され、いかなる法的影響力も持たないものとする。

13.10 本契約書は、電子的な送信または忠実に再現できるその他の手段により交付することができ、かかる手段により交付された本契約書は、本契約書において原本とみなされるものとする。

13.11 本契約は、複数の副本で締結ことができ、それぞれの副本は原本とみなされるが、当該副本全ては、1個のかつ同一の文書を構成する。

13.12 本契約の規定が、何らかの理由により、法的強制力がないものと判断された場合、かかる規定は、法的強制を可能とするために必要な範囲に限り修正され、それができない場合は、本契約から分離され、本契約の残りの規定引き続き完全で有効であるものとする。

13.13 いずれの当事者も、相手方当事者の書面による事前同意を得ずに、本契約または本契約に基づく権利または義務を譲渡することはできない。ただし、(i) 法に基づく手続き、合併、再編成もしくは支配権の取得または変更があった場合、(ii) OutbrainからOutbrainの子会社への譲渡の場合はこの限り

でない。本契約は、両当事者及びその認められた承継人および譲受人に対して拘束力を有し、またこれらの利益のために効力を生じる。